

議案第 80 号

城陽市総合運動公園の管理に関する条例等の一部改正について

城陽市総合運動公園の管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

(2025 年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市総合運動公園の管理に関する条例等の一部を改正する条例

(城陽市総合運動公園の管理に関する条例の一部改正)

第1条 城陽市総合運動公園の管理に関する条例（昭和60年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行	改 正 後																				
(使用期間等)	(使用期間等)																				
第1条の2 公園の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、第8条第2項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。	第1条の2 公園の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、第8条第2項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。																				
(1) 略	(1) 略																				
(2) 使用時間	(2) 使用時間																				
<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>使用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>多目的広場</td><td>午前6時から午後10時まで</td></tr><tr><td>テニスコート</td><td></td></tr><tr><td>体 育 館</td><td>競技場 格技場 会議室 談話室</td></tr><tr><td>トレーニング ルーム</td><td>午前9時から午後9時まで</td></tr></tbody></table>	施設名	使用時間	多目的広場	午前6時から午後10時まで	テニスコート		体 育 館	競技場 格技場 会議室 談話室	トレーニング ルーム	午前9時から午後9時まで	<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>使用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>多目的広場</td><td>午前6時から午後10時まで</td></tr><tr><td>テニスコート</td><td></td></tr><tr><td>体 育 館</td><td>競技場 格技場 会議室 談話室</td></tr><tr><td>トレーニング ルーム</td><td>午前9時から午後9時まで</td></tr></tbody></table>	施設名	使用時間	多目的広場	午前6時から午後10時まで	テニスコート		体 育 館	競技場 格技場 会議室 談話室	トレーニング ルーム	午前9時から午後9時まで
施設名	使用時間																				
多目的広場	午前6時から午後10時まで																				
テニスコート																					
体 育 館	競技場 格技場 会議室 談話室																				
トレーニング ルーム	午前9時から午後9時まで																				
施設名	使用時間																				
多目的広場	午前6時から午後10時まで																				
テニスコート																					
体 育 館	競技場 格技場 会議室 談話室																				
トレーニング ルーム	午前9時から午後9時まで																				
略	略																				
(使用料)	(使用料)																				
第3条 <u>前条</u> （第4号を除く。）に規定する施設を使用する者は、 <u>使用許可の</u> 際に別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。	第3条 <u>前条各号</u> （第4号を除く。）に掲げる施設を使用する者は、 <u>同条の許可を受ける</u> 際に別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。 <u>ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u>																				
2 附属設備等を使用する者は、 <u>使用許可の</u> 際に別表第2に <u>定める</u> 使用料を納付しなければならない。	2 附属設備等を使用する者は、 <u>前条の許可を受ける</u> 際に別表第2に <u>掲げる</u> 使用料を納付しなければならない。 <u>ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u>																				
3 略	3 略																				
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）																				
城陽市総合運動公園使用料	城陽市総合運動公園使用料																				
(単位：円)	(単位：円)																				

施設		単位	運動施設 使用料	照明設 備使用 料
略				
体育館	競技場	全面	1 時間	3,000
		3 分 の 2 面	1 時間	2,000
		3 分 の 1 面	1 時間	<u>1,000</u>
		1 2 分の 1 面	1 時間	<u>250</u>
	格技場	全面	1 時間	<u>1,000</u>
		半面	1 時間	<u>500</u>
	会議室		1 室に つき 1 時間	300
	談話室（ 全館使用 の場合）		1 時間	600
	トレーニングルーム		1 人に つき 1 回	<u>200</u>

施設		単位	運動施設 使用料	照明設 備使用 料
略				
体育館	競技場	全面	1 時間	<u>8,700</u>
	3 分 の 1 面	1 時間	<u>2,900</u>	二
	1 2 分の 1 面	1 時間	<u>1,600</u>	一
	格 技 場	全面	1 時間	<u>2,000</u>
	半面	1 時間	<u>1,000</u>	一
	会議室	1 室に つき 1 時間	300	一
	談話室 (全館使用の場合)	1 時間	600	一
トレーニングルーム		1 人に つき 1 回	<u>300</u>	一

備考 営利を目的として使用する場合の使用料

は、この表に規定する額の10倍に相当する額とする。

備考

- 1 市内に在住し、通勤し、若しくは通学する者（以下「市民等」という。）又は市民等が代表者である団体若しくは市内の社会教育関係団体以外の者が使用する場合の運動施設使用料及び照明設備使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。
 - 2 営利を目的として使用する場合の運動施設使用料及び照明設備使用料の額は、この表に規定する額（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定を適用した場合の額）の10倍に相当する額とする。

別表第2（第3条関係）

附属設備等使用料

（単位：円）

附属設備等	単位	使用料
舞台 ステージ（大）	1台	3,000
舞台 ステージ（小）	1台	1,000
演台	1台	500
略		

3 通常時間（第1条の2第2号に規定する使用時間をいう。）前又は通常時間後に施設を使用する場合における使用料の額は、この表に規定する額とする。この場合において、通常時間、通常時間前及び通常時間後に使用する時間は通算せず、それぞれ1時間未満の使用は1時間の使用とみなす。

別表第2（第3条関係）

附属設備等使用

（単位：円）

附属設備等	単位	使用料
演台	1台	500

（城陽市立市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 城陽市立市民プールの設置及び管理に関する条例（昭和49年城陽市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後								
（設置）	（設置）								
第2条 略	第2条 略								
2 市民プールの名称及び位置は、次のとおりとする。	2 市民プールの名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城陽市立市民プール</td> <td><u>城陽市久世荒内149番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	城陽市立市民プール	<u>城陽市久世荒内149番地</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城陽市立市民プール</td> <td><u>城陽市久世荒内358番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	城陽市立市民プール	<u>城陽市久世荒内358番地</u>
名称	位置								
城陽市立市民プール	<u>城陽市久世荒内149番地</u>								
名称	位置								
城陽市立市民プール	<u>城陽市久世荒内358番地</u>								
（開設期間等）	（開設期間等）								
第3条 市民プールの開設期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、第9条第2項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。	第3条 市民プールの開設期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、第9条第2項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。								
（1）開設期間 <u>7月10日から8月31日まで</u>	（1）開設期間 <u>7月1日から9月10日まで</u> (<u>市長が別に定める休業日を除く。</u>)								
（2）略	（2）略								
（使用）	（使用）								
第5条 使用者は、指定管理者が指示した事項を遵守しなければならない。	第5条 <u>前条第1項の許可を受けた者</u> （以下「使用者」という。）は、指定管理者が指示した事								

2 略

(使用料の額)

第6条 使用は別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、使用料を減免することができる。

- (1) 公用又は公共の用に供するとき。
- (2) その他特別の理由があるとき。

別表 (第6条関係)

プール使用料	大人1人1回 <u>200円</u>
	小人1人1回 <u>100円</u>
ロツカ一使用料	1人1回 30円

備考 この表において、小人とは中学生以下をいう。

項を遵守しなければならない。

2 略

(使用料の額)

第6条 使用者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 指定管理者は、規則で定めるところにより使用料を減免することができる。

別表 (第6条関係)

プール使用料	大人1人1回 <u>400円</u>
	小人1人1回 <u>200円</u>
ロツカ一使用料	1人1回 30円

備考

- 1 この表において「小人」とは、中学生以下の者をいう。
- 2 市内に在住し、通勤し、又は通学する者以外の者が使用する場合のプール使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。

(城陽市立市民運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 城陽市立市民運動広場の設置及び管理に関する条例（昭和51年城陽市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
別表 (第5条関係) 略	別表 (第5条関係) 略 備考 <ul style="list-style-type: none">1 市内に在住し、通勤し、若しくは通学する者（以下「市民等」という。）又は市民等が代表者である団体若しくは市内の社会教育関係団体以外の者が使用する場合の運動施設使用料及び照明設備使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。2 営利を目的として使用する場合の運動施設使用料及び照明設備使用料の額は、この表に規定する額（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定を適用した

場合の額)の10倍に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の城陽市総合運動公園の管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第2条の規定による改正後の城陽市立市民プールの設置及び管理に関する条例別表の規定並びに第3条の規定による改正後の城陽市立市民運動広場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 市内に在住し、通勤し、若しくは通学する者（以下「市民等」という。）又は市民等が代表者である団体若しくは市内の社会教育関係団体がこの条例の施行の日から令和9年（2027年）3月31日までの間に使用する場合における第1条の規定による改正後の城陽市総合運動公園の管理に関する条例別表第1の規定の適用については、同表体育館の部中「8, 700」とあるのは「6, 900」と、「2, 900」とあるのは「2, 300」と、「1, 600」とあるのは「1, 000」と、「2, 000」とあるのは「1, 500」と、「1, 000」とあるのは「750」とする。

提案理由

市民体育館の大規模改修工事における、競技場、格技場、トレーニングルームの各室への空調設置を契機として、施設利用に係る公平性を確保するため、市内スポーツ施設の使用料等を改定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(15) 略

② 略

参考資料

城陽市総合運動公園の管理に関する条例等の一部改正条例要綱

1 改正の概要

(1) 施設の使用時間（第1条の2関係）

現在の利用状況に鑑み、体育館の使用時間（トレーニングルームは除く）は午前9時から午後10時までとする。

(2) 使用料の支払い方法（第3条第1項及び第2項関係）

使用料の支払いについて、後納対応できるよう、指定管理者の裁量の範囲を拡大する。

(3) 空調使用料の設定方法（第3条別表第1関係）

使用区分に応じた空調の切替稼働機能がないことから、利用者が年中快適に利用できることを重視するとともに、本市は他市にない最小区分を設けていることから、利用者間の公平性を担保するため、体育館（競技場）については、運動施設使用料・照明設備使用料・空調設備使用料を一本化した運動施設使用料を新たに設定する。

なお、1／12区分の空調使用料相当額は1／3区分と同額とする。

(4) 使用料金（第3条別表第1関係）

空調設置に伴う使用料改正について、改修に係るイニシャルコストは含めず、新設する空調稼働に係る電力料金（ランニングコスト／年）を使用料の算出根拠とし、競技場は全面使用の場合、現行の運動施設使用料と照明設備使用料の合計額「5,100円」を運動施設使用料として「8,700円」に、1／3使用の場合、現行の運動施設使用料と照明設備使用料の合

計額「1,700円」を運動施設使用料として「2,900円」に、1／12使用の場合、現行の運動施設使用料と照明設備使用料の合計額「400円」を運動施設使用料として「1,600円」とする。

格技場は全面使用の場合、現行の運動施設使用料「1,000円」を「2,000円」に、1／2使用の場合、現行の運動施設使用料「500円」を「1,000円」とする。

トレーニングルームは、現行1回「200円」を「300円」とする。

(5) 準備等における施設使用（第3条別表第1関係）

施設の使用時間前後に施設を使用する場合、1時間未満の使用は1時間の使用料を課す。

(6) 市外料金の設定（第3条別表第1、第6条別表、第5条別表関係）

近隣市の多くが、市外団体の使用に対し別料金を設定しているため、市内の全てのスポーツ施設において、市外利用者は市内利用者の2倍とする。

(7) 附属備品（第3条別表第2関係）

総合運動公園附属設備の舞台ステージについて削除する。

(8) 市民プールの位置（第2条関係）

市民プールの所在地を改正する。

(9) 市民プール開設期間（第3条関係）

近年の急激な気温上昇も考慮する中で、子どもの遊び場を確保する観点から、開設可能期間を7月10日から8月31日の53日間から7月1日から9月10日の72日間に拡大する。

(10) 市民プール使用料金（第6条別表関係）

市民プール使用料について、近隣の公設プールとの均衡を考慮し、使用料を改正し、大人1人1回「200円」を「400円」、小人1人1回「100円」を「200円」とする。

(11) 営利を目的とした使用（第5条別表関係）

他の施設との均衡を図るため、営利を目的とした使用に對しては通常の使用料の10倍とする。

(12) 激変緩和措置（附則関係）

特に改定幅が大きい競技場、格技場の使用料について、令和8年度のみの激変緩和措置として、市民等が利用する場合は、競技場は全面使用の場合「6,900円」、1／3使用の場合「2,300円」、1／12使用の場合「1,000円」とし、格技場は全面使用の場合「1,500円」、1／2使用の場合「750円」とする。

2 施行期日

令和8年（2026年）4月1日

3 規則改正分

(1) 使用料の減免

① 障害者減免

障害者福祉の観点から、新たに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の所有するもの及びその介護者が使用する場合の減免規定（5割）を新たに設け、全スポーツ施設で、団体及び個人に適用する。

② 使用料の減免割合

競技場、格技場、トレーニングルームについて、減免割合

を2割とする。

4 今後のスケジュール

令和8年1月上旬～中旬	次年度の大会申請受付
令和8年3月31日（予定）	改修工事完了・引き渡し
令和8年4月28日（予定）	供用開始